

第 22 回 MOF・NGO 定期協議議事録

日時：2003 年 5 月 20 日（火）15：00-18：00

場所：財務省中 422 号室

議題

1. MOF からの報告

- 1-1 ADFVIII 中間レビュー会合について
- 1-2 ADB 総会延期の経緯について

2. NGO からの議題

- 2-1 サミットを通じた輸出信用機関の環境ガイドライン強化に向けた取り組みについて
- 2-2 ADB の情報公開政策の改定プロセスについて
- 2-3 ナムトゥン 2 ダムに対する ADB 日本特別基金の供与
- 2-4 サハリン石油・天然ガス開発に関する要望書に関して
- 2-5 フィリピン・サンロケ多目的事業の経済的問題について
- 2-6 ADB インспекションに関して
- 2-6-1 ADB インспекション政策改定のワーキングペーパー理事会及び勧告ペーパーについて
- 2-6-2 サムットプラカン汚水処理プロジェクト中断に関する ADB・JBIC の対応について
- 2-6-3 第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトに対する ADB・日本政府の対応に関して

出席者：（敬称略、順不同）

【財務省国際局】

開発機関課：石井（課長）、小林（課長補佐）、日向（課長補佐）、氷海（係長）、朝倉（総括係）、新里（総括係）

開発金融課：菅（課長）

開発政策課：馬場

【NGO】

松本郁、岡崎、神崎、波多江、山路、木原（以上、FoE Japan）、松本悟、福田、東、大澤（以上、メコン・ウォッチ）、高瀬（アフリカ日本協議会）、船橋（国際動物福祉基金）、尾崎、相沢（國學院大學）、楠原（ADB 福岡 NGO フォーラム）、石田、古沢、杉田、田辺、伊藤、大竹、山内（以上、「環境・持続社会」研究センター）

配布資料

【財務省】

- ・ ADF VIII 中間レビュー会合について
- ・ ADB 総会延期の経緯について
- ・ Lao PDR World Bank Mission on the Nam-Theun 2 Project and Related Matters AIDE MEMOIRE

【NGO】

- ・ Review of ADB Information Policy and Strategy
- ・ Comments on the Working Paper on Review of the inspection Function
- ・ Bangkok Post 28 April 2003/05/22
- ・ ファクトシート「第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクト」
- ・ 事業設計における不備
- ・ Summary of Regarding Grievance Redress and Settlement Committee

1. 財務省からの報告

1-1 ADFVIII 中間レビュー会合について

MOF 日向：

4月14、15日に、ドナー24カ国、ADBのマネージメント、幹部職員が出席し、ADF VIIIのドナー国による中間レビュー会合がワシントンDCにおいて開催され、日本からは小寺国際局審議官が代表として出席した。会合ではADF VIII財源補充交渉においてドナーから勧告された事項の進捗状況についてのレビューがメインテーマであった。具体的には、ADF 借り入れ国における貧困削減戦略の実施状況、ADF 借り入れ国やADB自身のグッドガバナンスへの取り組み状況、Performance-Based Allocation (PBA) Systemの実施状況、ADF VIとVIIにおける融資プロジェクトの評価、ADFの財源などについて議論が行われた。議論の概要は議長サマリーにつきるが、(1)ADFによるプロジェクトの効果を高めるための一層のセレクトビティとプライオリティー付けを行うこと、(2)貧困削減ペーパー (PRSP) と国別戦略プログラム (CSP) や個別プロジェクトとのリンケージの向上、(3)ドナー間の協調を強化すること、(4)PBAの実施方法の見直しを行うこと、(5)財務管理運営の改善などがドナーから提言された。日本としては、こうした提言を踏まえてADFのオペレーション及び財務運営管理のさらなる改善を期待している。

福田：

1点目は、この先同様の会合があるのかどうか？2点目は、ADF VIIIにおいてADB自身のガバナンス向上、特にアカウンタビリティや透明性の点についてドナーレポートに言及があったと思うが、今回もこれらの点について特に議論があったかどうか？3点目は、ADF IXの交渉開始について議論があったかどうか？教えていただきたい。

MOF 日向：

1点目について、さらに会議が必要だという意見もなく、通常1回限りで終わっている。2点目について、ADBのガバナンスについて大きな議論はなかったが、インスペクションのレビューについて議論があった。3点目について、ADF IXを開始するというような話はなかった。しかし、ADF 中間レビューの議長サマリー、パラ8の部分に記載されているように、現在検討している金額が、ADF VIIIの資金に対して超過しているという説明があり、特に抛出の遅れているドナーへの早期の対応や、OCRのネットインカムの移転による補充についての議論があった。またADF VIII開始時には想定していなかったアフガニスタンへの支援も行うことになったので、ADBとしてはADF IXに続けていくことを希望していると思う。

福田：

議長総括では業務評価局 (OED) の独立性強化について触れられていたが、どのように独立し、どんな役割を期待してこのような議論が行われたのか？

MOF 日向：

昨年、ADBの組織改正が行われ、現在、OEDは組織的には総裁直属だが、理事会に直属させるという意見もある。ただ、全体としてさらに独立させるという議論はなかったと思う。

松本悟：

NGOの間では、理事会の透明性向上に関する包括的な議論は行っていない。ADBの意思決定は事務局だけでなく理事会も含むと思うが、理事会の透明性は十分に確保されていない。これについて日本政府はどのように考えているか？

MOF 日向：

個人的には、理事会の後、例えばプロジェクトの承認やCSPの議論があった場合に議長サマリーという形で話し合われた内容を公開することは良いと思う。ただし、個別に何を言ったかについては、他の機関でも公開していない。

福田：

本来はやはり議事録。例えば国会や委員会の議論は誰が見ても分かる。基本的には意思決定機関の議論は、議事録が公開されるのが筋だと思う。

MOF 石井：

両方の意見があると思う。国会もある時期まではカメラが入っていなかったわけで、しかしそこはより公開を進めるべきという世の中の流れがあると思う。一方で、非公開だからこそ議論が活発になる面もあり、様々なことを比較して考えないといけないと思う。

松本郁：

実際に提案するかどうかは別にして、日本政府から理事会の議長サマリーを出すよう提案できる場としてはどこがあるのか？

MOF 日向：

今日、議題にも上がっている情報公開政策の改訂の場が良いと思う。

福田：

世界銀行の情報公開政策の時、理事会の議事録の公開を求めたら、世銀の担当者に、理事会の皆さんが判断することだから私たちに答えられない、とかわされてしまった。

MOF 石井：

最後は「株主」である理事会が決めることであると事務局は考えるのだと思う。

福田：

情報公開政策の中でも、理事会の公開の部分だけは理事がリーダーシップをとって議論しない限りは動かない。いわゆるレビューの過程では見直されないと思う。

1-2 ADB 総会延期の経緯について

MOF 日向：

ADB 総会は当初、5月21日から23日にトルコのイスタンブールで開催される予定だった。しかし、3月にイラク戦争が勃発し、いつ戦争が終わるか分からない中で、総会を延期することが一旦決定され、イラク戦争終了後、総会に付随するセミナーをスケールダウンして開催するという考え方もあった。その後、トルコからは2005年の38回目の年次総会をフルスケールで招致したいという要望があった。おそらくアジアで広がっているSARSの影響もあったと思う。最終的には、6月30日にマニラで開催することになった。9月11日のテロの後、世銀・IMF総会が中止になったが、ADBは協定の規約上、予算や決算の承認事項は総会で決めることになっているので、どうしても形式的に開催しなければならない。基本的にはマニラに在勤している人間を中心に形式的に開き、政府代表も1人ずつ出席することになっている。

福田：

NGOから見れば、ADB総会は途上国のNGOが集まって、抱えている問題や政策に対する意見をADBスタッフ・理事、各国代表団に伝える年1回の場所である。ウェブサイトには「No NGOs will be invited to attend」と書いてあるので、会場にも入れないのかがよく分からないが、実際に代表団も来ないし、会合自体もあつという間に終わるということで、とても残念だ。

MOF 石井：

その点は私も全くシェアするところだ。私は世銀のスタッフをしていた時、NGOだけではなく政府の人も来て、ワシントンで意見交換が行われていた。WTOシアトル会合の後に一度無くなったことがあり、その時は本当に悔しいと思った。

福田：

東京から誰か政府の方がADB総会に行くのか？

MOF 石井：

行かない。理事が代表するということになっている。

松本悟：

各国のプレゼンテーションが無くなり、ただ粛々と決めるべきことだけを議論して終わりなのか？

MOF 日向：

そのとおり。実際に決めなくてはいいけない事は予算と決算。それと利益処分の方法である。

2-1 サミットを通じた輸出信用機関の環境ガイドライン強化に向けた取り組みについて

松本郁：

6月1から3日にG8エビアンサミットが予定されている。これまで輸出信用機関の環境ガイドラインの強化はG8の議論の中で作業が進んで来た。特に1999年のケルンサミットの中では、2001年までに輸出信用機関の共通ガイドラインを作ることが決まった。そのコミュニケをもとに、OECDの輸出信用ワーキンググループの中で作業が進められ、Rev6と呼ばれるコモンアプローチが出来た。しかし、融資決定前の情報公開の義務付けを全く規定していないし、市民参加についても全く触れられていない。したがって、国際機関と同様の共通環境ガイドラインを作るという1999年のケルンサミットのコミュニケが十分に達成されていない。ケルンサミット後も沖縄サミットで、この共通ガイドラインを作るということが再確認され、輸出信用機関の環境配慮について議論が続いている。

昨年の3月、国際協力銀行で輸出信用機関における先進的な環境ガイドラインが出来た。今回のサミットでは日本がリードする形で更なる輸出信用機関の環境ガイドラインの強化を目指す文言をG8の間で合意できるよう働きかけをして頂きたい。5月9日に、JACSESとメコンウォッチ、FoEで小泉総理大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣に対してレターを送ったが、これについて財務省としてどのような取り組みをするのか、あるいはその可能性について聞かせて頂きたい。

MOF馬場：

財務省としては、サミットのプロセスにおいて本件が取上げられるよう、出来る範囲で働きかけを行ってきた。しかし、サミット自体は来週末に開催されるので、ご要望についてサミットで合意するということは現実的にかなり厳しい。意思決定前のEIAの公開や、地域住民とのコンサルテーションはJBICの環境ガイドラインには盛り込まれており、それを他の輸出信用機関に対しても盛り込むためには2000年末にOECDの輸出信用部会でとりまとめられたコモンアプローチの一層の改善が重要だと思う。

コモンアプローチ自体は今年末までに改定される予定になっている。財務省としては政府関係機関と協力し、輸出信用部会の会合の場など、非公式なものも含めて今回の改定に向けて働きかけを行っていく予定だ。4月末に関連の会合があり、JBICの異議申し立て制度について日本からプレゼンテーションを行った。最後にコモンアプローチ改定の必要性についても各国に説明した。その働きかけもあり、他のメンバー国もコモンアプローチ改定の必要性を認識していると見受けられた。コモンアプローチ改善の為に、OECDの中で議論し、働きかけていくだけでは不十分であるという意見はその通りだと思う。様々な場所で働きかけを行っていかなくてはいいと思う。4月に開かれた環境大臣会合においても、本件を発言いただけるよう財務省からお願いした。今後OECDの輸出信用部会においてコモンアプローチの改定作業が進むことになるので、財務省も政府関係機関と協力してコモンアプローチの改善に向けて引き続き取り組んでいきたい。また9月上旬にコモンアプローチの見直しについて輸出信用部会とNGOを含めた会合が予定されているので、NGOの皆さんに意見を伺いたい。

松本郁：

4月末に行われたOECDフォーラムの中で、ECGの議長からコモンアプローチの議論を再開するという話があり、NGOとしても非常に良いニュースだと思った。しかし、これまでも共通のガイドラインを作ることが決まり、2年、3年と議論して来たにもかかわらず、中身が薄いものになっている。OECDのコンセンサススペースでは、一部の国が反対すると合意に到らない。もう一度議論が再開されても今までの交渉状況では非常に難しいのではないかと思います。今後ECGの中で様々な提案がなされていくかもしれないが、果たして十分なのか？例えば9月に蔵相会合があると聞いているが、その中で何か働きかけをすることが可能なのか？あるいはヨーロッパ・コミッションに日本政府から話をするような機会がECG以外にあるのか？その中身を詰めるためにどのようなアプローチがありうるのか？お聞かせいただければと思う。

MOF馬場：

実際、コモンアプローチの改定プロセスはもう進んでいる。各国が意見を出していくという形で、我々もコモンアプローチ改定に向けて意見を出そうと考えている。JBICの環境ガイドライン自体は非常に進んでいるものがあり、他国のボトムアップを図ることが必要であると認識をしている。

2-3. ADBの情報公開政策の改定プロセスについて

田辺：

ADBの情報公開政策の改定が今年の中頃に予定されていると聞いている。私たちは、この情報公開政策の改定のプロセスにおいて、コンサルテーションやパブリックコメントを実施し、パブリックコメントをきちんと反映した形でドラフトが作られることを強く望んでいる。重要な点の1つはコンサルテーションの回数である。インスペクションの時に10回くらい行われているので、今回も少なくとも6回以上は行って頂きたい。また、そのコンサルテーションの中で、現地語に翻訳をして、現地の人々がきちんと参加できる

ような形でコンサルテーションを行い、それらのコメントをどのように反映させたのか、をドラフトの中で明らかにして頂きたい。

質問は、現段階でどのようなプロセスが進んでいるか、ということである。先日 EBRD の総会で塩川財務大臣が情報公開政策を歓迎するという発言をされたが、ADB の情報公開のプロセスに関して日本政府はどのような見解を持っているのか？また、JACSES は民間セクターの研究を行っていて、特に民間セクターの情報公開政策がアジア開発銀行の中で遅れていると考えている。民間企業の承認がないと公開されないことがあり、情報公開政策の改定はきちんと行って頂きたい。

MOF 日向：

理事室にも確認したが、今のところは理事会に対して事務局からの情報は一切ないとのこと。理事室を通じて事務局に確認したところ、ADB の事務局内に情報公開政策を改定する方向で検討グループを作ったという話を聞いている。本格的な検討はこれから行っていくということである。今のところどういうプロセスとタイミングで行うかについてはまだ決めていないので、現時点で財務省として具体的にコメントすることはできない。一般的に言えば、市民社会や関係者と十分なコンサルテーションを行うことは、インスペクションの改定プロセスを通じても良かったので、そういったことは積極的にやって欲しい。同時にパブリックコメントもきちんと行った方が良いと思う。それによって ADB の透明性やアカウンタビリティを高めることに資すると考えている。

神崎：

今後、プロセスなどに関して検討グループでどういう議論を行うのか？何を検討するグループなのか？教えて頂きたい。

MOF 日向：

具体的には聞いていないが、レビューをするかどうかというところから検討し始めているという話は聞いている。

神崎：

その検討グループの結論によってはしない可能性もあるか？

MOF 日向：

まだはっきりとした話は結論として出ていないとのこと。

田辺：

レビューを行わないことになった時に、理事として何か出来ることはあるか？改定のプロセスを始めて欲しいということは要望できるのか？

MOF 日向：

日本理事として、そのような要望ができるかどうかということは恐らくメモなどを出せば出来ると思う。ただし、要望どおりにいくかどうかは別問題。1995 年に情報公開政策が出来て、そこから改定されていないので、今の状況に合ったものかどうか、ADB に検討して頂きたいと思っている。

石田：

もし改定を行うことになれば、この検討プロセスに関して、理事から事務局に要望することは可能か？

MOF 日向：

何も無いところではちょっと難しい。例えば、こういうプロセスで行うという事を ADB 事務局が言って、それに対して申し入れを行う事は出来ると思う。

石田：

実際これが改定されることになった場合、外部に分かるような形で情報が発信されるか？

MOF 日向：

具体的なタイミングは分からない。少なくとも外部とコンサルテーションを行う場合、何らかの周知をしないと出来ないと思う。

松本悟：

我々がこれを知ったのは、総会アジェンダの NGO との会合の中に情報公開の改定というテーマがあったから。情報公開政策の改定

が始まると思い、今回の議題に加えた。イスタンブールで総会を開くのであれば予定ではもう始まっているのではないか？

MOF 日向：

事務局の中では改定する方向で検討しているということだろう。私も確かなことは言えない。

福田：

インペクション・ファンクションの改定の際には、お金と労力とエネルギーを使って非常に透明な方法で行われ、環境政策改定の時もそれなりに行われたが、いつも改定が始まる時に私たちは察知し、改定のプロセスについて実施して欲しいことを言わなくてはならない。このプロセスを考えると特にセーフガードやアカウンタビリティに関する政策改定に一定のルールがあった方が良いと思う。政策改定をする時は通知を出し、コンサルテーションやパブリックコメントなどの方法について公開する方が良いと思う。このようなルールがないと「いたちごっこ」のように、何か改定される度に、手紙を書き、電話をして、マニラに行ってロビーをしなくてはならない。いい加減ある一定レベルの政策改定、或いは政策形成の際の方法についてガイドラインがあっても良いと思う。

MOF 石井：

おっしゃることはよく分かる。様々なことを積み重ねて来ると、だんだんパターン化してくると思う。機会がある度に提言するのは良いことだと思うので、私たちも ADB に伝えていきたいと思う。

福田：

今回のインペクション・ファンクションの改定は、最後のワーキングペーパーにいたる過程は公開されなかったが、そこまでは透明かつ参加型で進められていた。外部のステイクホルダーの意見を聞きながら政策を作るという意味でのグッドプラクティスとして残し、今後も積極的に公開して欲しい。

2-3 ナムトゥン 2 ダムに対する ADB 日本特別基金 (JSF) の供与

松本悟：

ナムトゥン 2 ダムに対する日本特別基金の供与の可能性について伺いたい。ラオスの電力セクター支援ということで、2 月のかなり早い段階で、テクニカルアシスタントとして出された。この件に関し ADB に問い合わせところ、ナムトゥン 2 ダムの社会環境影響をアセスメントするという目的との事だった。つまり、プロジェクト建設に適切な緩和策、補償策が含まれているか？ADB の政策ガイドラインに従っているか、ということを確認するためということが目的であるとの事である。ADB からは、ダム事業の評価と適切な配慮 (due diligence) の保持をする、という返答が返って来た。これが事実でないとするれば、この後の全ての質問が消える。したがって、このような技術援助 (TA) があり、これがナムトゥンをターゲットにしたものであり、日本特別基金 (JSF) を出す可能性があるか、という点について、最初に回答いただければと思う。

MOF 日向：

われわれも、実はこの質問を受け取って、非常にびっくりした。ADB の誰がこんなことを言ったのか分からないが、我々のほうでもナムトゥン 2 ダム事業への参加について、ADB はどう考えているのか、ということをもコン局に確認したところ、世銀とラオス政府との間でプロジェクトが合意に達するまでは ADB として本格的な検討を行える状況にない旨の回答があった。世銀については、後で MOF 石井課長の方から、詳しい説明があると思うが、プロジェクトに対して、貧困削減と環境保護のための政策枠の作成や、技術的、経済的分析、幅広い国際的な支援を得るための方法について、様々な角度で検討を行っているとのことである。

ADB が TA を行うということでホームページ上では JSF となっているが、現時点で、我々は一切、こういう話を聞いていないし、申請をするというような話も聞いていない。当初、担当者レベルでは JSF を使用して行いたいという意向があったそうだが、現時点ではコン局の方で JSF を使用しない方向で検討しているということを確認した。このような段階で、JSF という名前を出されて、われわれとしても、非常にびっくりしている。同時に、こういうことは無用な誤解を与えることなので、申請がされる前に、担当者の思い込みだけで JSF と書くのは止めて欲しいと ADB に強く抗議した。

松本悟：

質問の 1 点目はこの TA がナムトゥン 2 に向かう方向なのかということ。2 点目は世銀、ADB を含めてナムトゥン 2 についてどのように考えるのかということを議論したい。

MOF 日向：

TA は結局 JSF という話ではないので、われわれもウェブサイト書かれている以上の情報は分からない。このウェブサイトにも、TA のファクト・ファインディング・ミッションが、5 月に予定されていたということが書かれていたが、現在は6月に延びていて、結局のところはこれを行ってから、TA の内容が固まっていくとの事である。

松本悟：

財務省に入っている情報では、電力セクター支援のままということか？個別プロジェクトを特定していないのか？

MOF 日向：

特定していない。おそらくファクト・ファインディング・ミッションを行ってから、中身が決まると考えている。

MOF 石井：

その場合の主戦場は、ADB でなくて、世銀だと思う。ADB の担当者が答えたように、基本的にラオス政府と世銀がどのように進めていくかということを議論している。ADB は、その議論がどのように進んでいくかを見ているとのことである。この項目について議論するのであれば、ADB の対応というよりは世銀の対応がどうかということを議論したほうが良いのだと思う。

今日、配った資料は、これに対する検討材料となるものである。これに関して世銀の方で今まで何度かミッションを出している。一番大きな最近のミッションは、昨年の 10 月に行われた。他の細々したこともあるが、ナムトゥン 2 に正面から取り組む姿勢を示したものは、この 10 月のミッションになる。なぜ私がこの資料を今日、持ち出したかというと、頂いた質問の中の多くの点は、この資料に示された開発のフレームワークの中に入っている話だったからである。それぞれの中できちんと議論する必要があると思う。重要な柱は、開発フレームワークを作るという話。このダムを作ることによって、ラオスの 500 万人の生活が将来長期的にわたってどうなるのかを考えなくては行けない。ダムの周辺住民や周辺環境という事だけでなく、ダムの意味をラオスの発展計画においてきっちり議論する必要があると思う。

そのために必要な点の 1 つはラオスが発表すると言われている PRSP の中でこの問題をどのように位置付けるかという事、電力が 10%しか手元に残らずに 90%が売られる中で、収入の使い道はどうするかという事である。収入をきちんと使う為には、パブリックイクスペンディチャーレビューを行い、財政が健全であることを確認する必要がある。その他には、国営企業や国営銀行をどのように改革するか、エネルギーセクターをどう改革するかが明確化される必要がある。世銀はそれぞれの分野で、改革を進めるためのプロジェクト。世銀の評価もはっきり書いてあるが、実施する事がたくさんあるのが現状。それぞれに何をやらなければならないというステップは書いてある。1 つ目は開発フレームワーク。2 つ目は、プロジェクトのスタンダード。ラオス政府のキャパシティーは不十分と書いてあり、それを十分にしていくための努力が必要だと思う。3 つ目は国際的な支援の必要性。ラオス政府に対してコンサルテーションプロセスを作って、実行して欲しいと思っている。

私たちが今、松本さんの質問に対して言えることは、こういう枠組みの部分である。この 3 本柱について、非常に弱いとか、そこそこ実施して来たとか、あと何が必要か、という事が明確化されることが大切。あとはそれぞれが作業し、ある段階まで来たときに実状を明確にしなくてはならない。ご質問の多くは非常に重要な話だと思う。特にタイの売電が不安定化するという話は、きちんと確認しないとガタガタになってしまう。その辺の調査を実施していることになっているが、その結果をきちんと検討しなくては行けない。いくつもの事項に納得してから建設するかを決めることになる。財務省としては、それぞれのフレームワークの宿題を確認する立場だと思う。建設すると決まっていれば TA を出すという話ではなく、このフレームワークの中で作業の 1 つ 1 つを、きちんと確認していきたい。

松本悟：

私自身、1992 年からラオスに住んでいる。ラオスではナムトゥン 2 は 1980 年代の半ばに UNDP が計画してからずっと大きな問題となっている。世銀が技術支援をしている事、あるいはコンサルタントワークをしている事が、現地ではプロジェクトそのものが進んでいると見られている。私が見ているのは現地の住民。電力購買契約も実は気になっているが、伐採によってそこに住んでいる住民は生計手段を失っている。そうなった以上、ダムに賛成するしかない。私が 1992 年に現地を視察して話をした時とは、大きな差がある。彼等にとって最悪のケースは森もダムもないこと。森がなくなって生計手段を失って、ダムの補償もなければどうすれば良いのか、と切実に訴えている。私は世銀のある意味で論理的な時間をかけたプロセスが、現地を苦しめていると思う。「ノー」とさえ言うてくれれば、あの地域には別の振興策が生まれたと思っている。世銀や石井課長の言っていることは、もっともだと思うが、現実これまで現地の人達を苦しめている印象がすごく強い。ある意味で正しいが、世界銀行が長く付き合うプロジェクトと長く付き合わないプロジェクトをどのように決めているのか疑問だ。なぜナムトゥン 2 だけこんなに長くお付き合いしているのか？

MOF 石井：

ナムトゥン 2 は、非常に長引いてしまった歴史がある。やってみたら大変な問題が出て来てしまった。世銀としても、たくさんの事をやらなければならない。そして、始めた以上はきちんとやっていかないと、今や終わらせることもできなくなっている。過去 5 年くらいの間に、ダムのような巨大プロジェクトに対して、どのように開発機関が取り組むのかということに対する大きな議論があった。この時期に重なってしまい、引くか引かざるか、いろいろな議論があったと思う。こういった要素は今後、考えていかななくてはならない。しかし、話を伺っていて考え方に違いがあると思った。ダム周辺の住民の事も考えなければならないのと同時に、ラオスという国が今後何十年、何百年と生きるときに、このプロジェクトが一つの重要なオプションであるという可能性を追求したい世銀の気持ちも良く分かる。

松本悟：

最後の点については理解できるが、現状として 600 メガワットの発電能力の国で 1050 メガワットの発電所を作ることになっている。でも、600 メガワットの水準に達したのは 98 年以降であって、その前は 200 メガワットに満たなかった。わずか、5 年間でその電力、発電量が 3 倍に増えている。その中で殆どが輸出することになるが、電力の輸出によって国がどのくらいうまくいっているかを見てから、ナムトゥン 2 の経済効果を測るのが普通ではないかと思う。ここでナムトゥン 2 により、10 年間で発電能力を 10 倍くらいに引き上げる事ができる。

MOF 石井：

経済規模の問題と行政能力やキャパシティーの問題がある。経済規模の話としては、9 割以上売ると決まっているので、タイがコンスタントに買えるかを検討していかなくてはいけない。過去の発電能力と比べて高いかというよりも、売れるかどうかという話なのだと思う。また、非常に限られた能力の中できちんと運営できるかどうかは、パワーセクター改革などキャパシティーの問題として考えていかなくてはいけない。10 年くらい時間がかかっているの、早く決めたほうが良いと思う。

松本悟：

ほんと早く決着をつけたほうが良い。日米ではっきりノーと言ってしまうと思う。少なくとも財務省が考えていることは分かった。引き続き世銀をめぐり、ナムトゥン 2 は一大コントラバーシャルなプロジェクトとして引きずって行くことになるのではないかと思う。

MOF 石井：

撤退するかどうかはともかく、オルタナティブについては検討している。

松本悟：

しかし、オルタナティブの調査の経済分析がちょっとずれている。

MOF 石井：

経済予測は、我々も一番知りたいところである。

松本悟：

そこは引き続き議論が必要なところ。ADB の TA はやはりやめたほうが良いと思う。

MOF 石井：

私たちも、全体のポジションがこれだけ決まらない中で、TA を支持するつもりはない。

松本悟：

我々の調べでは、TA 実施を強く出そうとしている人たちが ADB の中にいることが分かっている。

2-4 サハリン石油・天然ガス開発に関する要望書に関して

神崎：

3 月 22 日に、札幌で市民フォーラムを開いた時、特に目前に迫っているサハリン 2 に関して懸念を持つ漁業関係者、行政、専門家、市民団体に集ってもらい、北海道に及ぼす影響、環境影響などについて話した。その際、北海道の漁業や環境への影響について、要望書を 4 月の中旬に財務省、関係省庁へ提出した。北海道の漁業、環境への影響が本当はないのか？油流失の影響が本当はないの

か？これらの影響があるのであれば、日本の国内でもきちんとした対策をとって頂きたい。これらの対策がない間、日本政府はこのプロジェクトに対して支援をしないで頂きたいと要望した。市民フォーラムの後、油流失・オオワシ、その他個別の問題については、その都度、財務省との会合で、議論して来た。今回は4つほど質問をしたい。

1つ目は4月15日に提出した要望書に対してご回答を頂きたい。2つ目については、サハリン1・2にしても、日本への影響が及ぶようになるのであれば、サハリンの環境社会影響だけでなく日本の環境影響評価を無視して融資を行えないのではないかと思うが、財務省としてどう考えているか？3つ目の質問として、油流出対策について、財務省の管轄を超えていると思うが、例えば油流失の除去体制について希少生物である渡り鳥の保護に対して、各省庁で連携をとって頂く必要があると思う。これらの関係省庁間の連携体制について考えがあるならば教えていただきたい。ないのであれば、協力体制を作るに当たってどのような方法があるのか、アドバイスを頂きたい。4つ目の質問だが、サハリン2に関して、事業者のサハリンエナジーがすでに環境社会健康影響評価（ESHIA）を作成していて、これがウェブサイトを通して日本語にも訳され一部公開されているが、これを踏まえて日本において、関係者で協議が開かれると聞いている。これらの関係者との協議会を踏まえ、再調査の実施や改訂すべき事項の改定が行われた上で、ESHIAが最終的なものになると考えている。実際、すでにJBICもEBRDもこれを受け取っているという情報を得ている。これがレビュー段階であるのか、または具体的なプロセスなのかをお聞きしたい。

MOF 菅：

石油流失事故への対応・オオワシ・鯨への影響・環境問題、漁業・北海道地域への影響、活断層のパイプラインの影響への対策など、非常に広い範囲に対してのご質問を頂いた。サハリン2に関しては、平成12年2月22日にサハリン2石油開発プロジェクト関係省庁連絡会議が作られている。これは内閣官房と海上保安庁が取りまとめ官庁だが、警察庁、防衛庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、水産庁、国土交通省などが集まって関係省庁連絡会議がつくられた。そこでの申し合せによれば、サハリン2プロジェクトの開発計画の進捗状況に関する情報を一元化し、関係行政機関、地方公共団体等説明を求められた場合、必要に応じて経済産業省が対応することになっている。関係者から説明を求められた場合は、経済産業省は必要に応じ、サハリン2プロジェクトに出資しているわが国の企業を紹介すると共に、同企業に対して関係者から説明を求められた場合の対応を依頼するとされている。また、油防除対策については海上保安庁が対応することと決定された。この油防除の問題や、オオワシ等の環境問題、地震対策などについては各省庁の設置法に基づいて責任と権限が述べられているので、一義的にその責任を有する主務官庁が責任を持ってお答えできる話だと思う。

財務省に關係する部分はJBICの国際金融等業務である。これは財務大臣に認可権限がある訳ではなく、円借款とは違う。ただ、財務大臣の一般指導監督権限に基づいてJBICを見ているという位置付けである。JBICの融資がなされたのがサハリン1及びサハリン2のフェーズ1である。環境影響評価書を含めて建設工事に必要なロシア政府の許認可が取得されている。2つのプロジェクトについてJBICが融資を承諾した際に、JBICの環境ガイドライン等に基づいてプロジェクトの実施主体によって適切な環境社会配慮が行われていることを確認したところ、問題ないとJBICから聞いている。

サハリン2のフェーズ2だが、これについてはまだJBICに融資要請はない。今後JBICに対して仮に融資要請があった場合は、新環境ガイドラインも参照して、適切な環境社会配慮がなされているかどうかを確認し、その上で対応していくことになると思う。このサハリン1、サハリン2のフェーズ1も含めて、環境社会配慮を行うことは当然の事だと思う。2点目の質問については、サハリンプロジェクトに限らず、JBICが融資を行う際に、環境ガイドラインに基づいて適切な環境配慮の確認を行うのは当然の事だと思う。

3点目の協力体制の件だが、関係省庁で、連絡を取り対策を講じる必要がある。1番目の問いに関係してお話ししたとおり、平成12年2月の関係省庁連絡会議の申し合わせで、サハリン2については、開発計画の進捗状況に関する情報の一元化は経済産業省が対応することとなっているので、本件についてNGOとの協議会の場を設けるかどうかに関しては、経済産業省とも話し合ってもらうのが良いのではないかと思う。

4番目にESHIAについてお尋ねがあった。このESHIAについては、サハリンエナジー社のホームページで公開され、誰でも見られる状態になっている。この位置付けについては、ESHIAは各コミュニティとの協議、説明会を通じて作成されたものであり、今後もその内容に基づいて環境等の影響緩和・措置などについてステイクホルダーと協議する予定だと聞いている。したがって、現在のESHIAについては、今後、ステイクホルダーとの協議を経て、改正され得るのではないかと理解している。ただ、このESHIAを改訂するかどうか判断するのはサハリンエナジー社であると理解している。

最後にお尋ねのあった、サハリン2のフェーズ2について、ESHIAでどういうレビューが行われたのかについては、JBICに融資要請が来ていないため、まだ審査を行っていないが、仮に今後、融資要請があった際にはJBICは審査手続きの過程でESHIAについ

でも検討するものと考えている。

MOF 小林：

EBRD の状況を調べたところ、ESHIA も受け取っており、審査もしている。今後、環境局において、徹底的に中身を調べることになっている。プライベートセクタープロジェクトについては、理事会前に 60 日間のパブリックコンサルテーションを行うことになっているので、コンサルテーションを実施する。北海道で行ってほしいという要請があれば、必要に応じて行くと、EBRD 事務局は言っている。それから ESHIA の報告書は 2000 ページぐらいあるが、日本語の概要はだいぶ圧縮されている。

神崎：

ESHIA の日本語訳サマリーはすごく短い。元の報告書は Volume 7 まであって、それぞれが、2～3cm くらいの厚さだが、日本語サマリーは 30 ページぐらいの薄いものだ。だから、内容は本当に大雑把な概要しか分からない。

MOF 石井：

ポイントは EBRD 内で審査プロセスに入っているもので、しっかり見ないといけないだろう。これが EBRD の基準に合っているものでないといけない。当然基準に従って書類をしっかりと作ってもらわないといけない。もしパブリックコンサルテーションが足りないなど何か手続きが不足しているなら、それも EBRD の基準からするとディフィシエンシーの対象になる。その場合、追加的な措置が彼等によってなされないといけない。

神崎：

EBRD では融資要請は行われていないが、行われることを見越して、プロセスに入っているということか？

MOF 小林：

その通りである。

神崎：

関係省庁連絡会議があることは知っていたが、平成 12 年度に 1 回開かれただけで、ほとんど動いていないと考えていた。関係省庁連絡会議に NGO や専門家などのステイクホルダーを入れて欲しいというお願いを経済産業省にしていけないといけないと思う。1 つ目の疑問として、財務省として、このリストに名前が入っていると思うが、どのようにコミットされているのかお聞きしたい。2 つ目は、連絡体制の中で、当然日本への環境影響を無視して行えるものではないと思う。例えば環境省が管轄をしている日口渡り鳥条約で、希少種とされ保護の対象になっている鳥が保護されているかを確認するのは関係省庁連絡会議なのか、それとも問題が挙がっている段階で、環境省に問い合わせるのか、そういったプロセスについてお聞きしたい。

MOF 菅：

まず 1 点目については、関係省庁連絡会議の取りまとめを行っている官庁は内閣官房と海上保安庁。本申し合せによれば、経済産業省が情報を一元化するという事になっているので、そちらとお話頂きたいと思う。連絡会議に NGO が参加できるかどうかは、私がお答えする立場にはない。2 点目の渡り鳥の件については、必要に応じて内閣官房が連絡会議を召集し、環境省がメンバーになっているので、環境省が情報公開をしたり、意見交換をしたりということもあり得るだろう。

神崎：

日本での環境配慮を無視できないという観点から考えると、財務省としてはどのように確認されるのか？

MOF 菅：

いろいろな例があると思う。例えばこの関係省庁連絡会議の場を通じてであったり、環境省との日常的な連絡の中であったりするのではないかな。

松本郁：

EBRD だが、要請はないけれども審査は始めているということだった。そんなことがありうるのか？

MOF 石井：

話は持ち込まれているようだ。すでに ESHIA も受け取っていて手続き上は始まっている。

松本郁：

60 日前の公開ということが手続きとして決められている。この手続きの段階に入っているのか？

MOF 石井：

それはずっと先のことになる。何ヶ月かかるのかは私もちょっと分からない。しばらくは地道な確認作業が続くのではないかなと思う。パブリックコメントというのはそれらが終わった後である。融資申請を行ったのかどうかは、実は我々もよく分からないが、当然アプローチはされていると思う。フェーズ 1 は行って、フェーズ 2 は期待されているとのこと。これは実際に文書が出たかということとは関係がないと思う。

松本郁：

例えば、EBRD の手続きに沿ったものかどうか、ということを確認する上で、北海道の人たちとコンサルテーションがあったのか？私たちの情報によれば、個別の対応はあったが、コンサルテーションはなかった。すでに入手したものが EBRD の手続きに沿ったものなのか審査している段階であれば、できるだけ早く私たちからもプロセスに沿っているかを確認し、情報を出していかなければと思っている。

MOF 石井：

そのほうが良いと思う。そういう情報をできれば英語で出していれば、政府から回すことも可能である。彼らも市民からのコメントはウェルカムだろう。どんどん発信したほうが良いと思う。私たちも喜んで繋ぐことはする。

松本郁：

関係省庁連絡会議というのが出来たことは聞いていたが、実際に動いているのか疑問で、定期的に会合などは持っているのか？私たちの要請としては、例えば油防除の問題など、省庁が個別に決められない問題と融資の問題を繋げなければならないと思っている。広く省庁が入っているということは良い所だと思うが、いつ開かれ、どういうことが議論されているか、まったく分からない状況になっている。是非その中に専門家や NGO で提案や協議をさせていただくか、そういった要素を入れていただきたい。可能であれば財務省からも、関係省庁に話をさせていただければと思う。いずれにしても、直接内閣官房のほうに連絡は取ろうと思っている。ちなみに管轄をしている内閣官房の担当と、経済産業省の担当を教えていただきたい。

MOF 菅：

内閣官房は「内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付」。経済産業省は「資源エネルギー庁の資源燃料部・石油天然ガス課、石油精製備蓄課、原子力安全保安院の鉱山保安課」である。連絡会議は定期的ということではなく、取りまとめ官庁が必要に応じて開催することになっている。

神崎：

私たちとしては、特に油防除に代表されると思うが、情報を経済産業省からもらうことよりも、問題を解決するために何ができるのか、どのように政府と話ができるのか、ということを考えている。

MOF 菅：

今おっしゃられたことを内閣官房や経済産業省とお話いただければ良いのではないかな。

松本郁：

いずれにしても直接お話しする必要があるのかと思う。財務省ではこれだけ対応していただけているが、繋いでいただければ、私たちとしてはうれしく思う。ちなみに財務省としては開発金融課が担当なのか？

MOF 菅：

関係閣僚会議の関係メンバーは申し合わせによれば国際局開発政策課である。経緯としては油防除の対応ということで、平成 9 年の閣議決定において、サハリンの生産開始に伴い申し合わせを行っている。行政機構の変更に伴い緊急連絡先の改定は行っている。

舟橋：

EBRD はアプローチされていて、そして実際に審査も始めているが、JBIC は本当に何もしていないのか？

MOF 菅：

JBIC は融資要請がないため、審査は行っていないと聞いている。サハリン 2 のフェーズ 1 では EBRD も JBIC も融資を行っているが、現在のところフェーズ 2 について JBIC には融資要請は来ていない。

岡崎：

フェーズ 1 のときに細かく調べたが、EBRD や JBIC への融資申請というタイミングを我々は見逃したために、融資承諾になってから事後にキャンペーンを行った。その過程で、今回同様 EBRD が先に環境審査を行い、JBIC に申請されたのは随分後の段階だった。したがって EBRD の環境審査結果を JBIC がかなりコピーしたような印象がある。今回 EBRD は始まっているが、JBIC の環境審査もきちんと独立してやって欲しい。

MOF 菅：

JBIC は新環境ガイドラインを策定したので、それに基づいて審査を行うと思う。EBRD のこと参考にするとは思いますが、JBIC として独自に判断し決定するものと思う。

松本郁：

審査はずっと先という話だったが、具体的にはいつごろか？

MOF 石井：

ファクトファインディングの結果によると思う。おそらく数ヶ月単位だと思う。彼らと話した感触では、「すぐ」ということはなく、相当時間をかけると思う。

2-5 フィリピンサンロケダムの経済的問題について

波多江：

サンロケダムプロジェクトはすでに工事が終了し、今月商業運転も始まった。しかし、商業運転を行わないようにという地元の声は続いている。その理由のひとつは、適切な補償措置が行われていないことで人権侵害等の社会環境問題が依然として未解決であるという点があげられている。加えて、フィリピンの国民が不当な財政負担を負わされるのではないかとこの経済面での問題点もあげられている。今回は経済面の問題について質問したい。

この問題は事業者であるサンロケパワー社（丸紅と関西電力などが出資している会社）とフィリピン電力公社との間で結ばれている電力購買契約に端を発している。この電力購買契約の中では、サンロケパワー社が商業運転を開始してからフィリピン電力公社に委譲されるまでの 25 年間、BOT 方式で行われており、フィリピン政府が 25 年間の支払いを保証している。そして商業運転の開始から 12 年間は、毎月およそ 1000 万米ドルを固定で支払う義務が定められている。この 1000 万米ドルを、フィリピン電力公社が支払うことは、フィリピン国民の電力料金に加算されることになる。その支払いをフィリピン政府が保証しているが、フィリピン電力公社の財政状況は悪化しているので、結局はフィリピン国民が税金で負担をすることになる。

こういった民間の独立系発電事業者が、フィリピン政府と結んでいる不当な電力購買契約はフィリピンの国内問題として取り上げられ、昨年諮問委員会が設けられた際にもサンロケの電力購買契約に関して調査が行われた。その諮問委員会の答申によれば、このサンロケダムの電力購買契約について、財政的問題に加えて法的な問題があるということだ。今後 25 年間、サンロケパワー社に高い支払いを続けるよりも、現段階で事業を買収した方がはるかに安いということも書かれていた。これを受けて、フィリピン政府と、サンロケパワー社で電力購買契約の内容について再交渉が行われた。その結果、4 月に交渉がまとまり、サンロケパワー社への支払いを 1 億 2400 万米ドル削減したとフィリピン政府が発表した。

これを踏まえ、質問を 3 点したい。1 点目はこの事業はプロジェクトファイナンスで、事業からの収入を返済原資にする形態で行われている。したがって、事業者から国際協力銀行への返済の確保ということが、融資決定の重要なファクターになるのではないかと理解している。しかし、今回のように返済の確実性を担保していた電力購買契約の変更があった際、国際協力銀行への返済のキャッシュフローに影響があるのではないかと考えている。つまり、公的資金による融資なので、返済の確実性が確保されているかどうかは、私たち日本国民にとって非常に重要な点だと思う。そういった観点から JBIC への返済のキャッシュフローへの影響があるのかどうか、ご説明いただきたい。

2 点目について、もともと電力購買契約が見直されたのは、フィリピン政府にとって採算が取れず債務負担がかさむような事業内容になっているという背景があり、これは現在のフィリピン政府の財政状況をさらに悪化させる恐れがある。事業の収益が返済に充当されるプロジェクトファイナンスであれば事業の採算性が重要視されるが、事業当事国の採算性をまったく無視した不当な購買契約の下での事業であると思う。こうした公的資金の融資が国際協力銀行の国際金融業務として行われている。国際金融業務のひとつの目的として国際経済・社会の活性化という役割もあると思うが、このようなバランスを財務省はどのように考えているか？

3 点目について、今回フィリピン政府から再交渉を働きかけた結果として、25 年間の電力購買量を 345 メガワットから 115 メガワットへ制限したと聞いている。実際にサンロケの発電容量は 345 メガワットだが、結局 3 分の 1 の電力しか必要としていないのではないかと？そもそも事業の必要性がどのように図られていたのか疑問に思う。プロジェクトファイナンスの下では、この事業は非常に優良な事業で、必要性を考えた時に、フィリピン政府の電力の長期計画などを考慮して判断されたのかも知れない。しかし、実際に契約が見直されて債務負担が問題になり、こういったコストベネフィット的な問題になっているところを見ると、最初の時点で問題があったのではないかと思う。

例えば、事業が始まって 5 年経つが、補償措置がうまくいっていないために、去年は工事現場に残されている廃材を取りに行き、ガードマンに打たれて死亡した住民の人もいる。生活手段がないため、刈り残しの稲を拾って生計の足しにしている人、再定住地で水道代や電気代が支払えなくて再々定住している人、345 メガワットの電力というのは彼らにとってはまったく意味を成していない。こういった問題が軽視されている点をどうにかできないかと考えている。今後、融資決定をする前に、サンロケダムのような事業をレビューして、これからの融資に活かしていくことを期待しているが、財務省ではどう考えているか？

MOF 菅：

1 点目のサンロケパワー社の事業採算性、キャッシュフロー、返済の確実性などが電力購買契約の保証に影響するのではないかと、という質問だが、この電力購買契約については、フィリピン国営電力公社とサンロケパワー社との私人間で交渉され、契約されている。私人間の契約の詳細については答えられないが、サンロケダム発電所に関わる電力購買契約は、国営電力公社側がその条件を設定して公開入札にかけ、サンロケパワー社が落札したものであると理解している。サンロケパワー社が国営電力公社側に押し付けたものではないとのことである。また、キャッシュフローやサンロケパワー社の事業採算性が電力購買契約の保証に影響するかどうかという件だが、これも私人間の契約なので答えられない。今回行われた電力購買契約の確認がキャッシュフローに多少なりとも影響を与えるかもしれないが、仮に影響があったとしても JBIC に対する返済に影響を与えるような内容ではないと JBIC から聞いている。

2 点目の諮問委員会の報告書だが、前回の協議で同じ質問があり当方も再度調査した。しかし、この電力購買契約の諮問委員会の報告書はフィリピン政府、フィリピン国内でも公開されていない。したがって、JBIC もその存在や内容を承知していない。むしろ、サンロケダム関連の記載内容をどこから入手されたのか、教えていただきたい。サンロケの電力購買契約は、フィリピン国内における正当な手続きを踏まれていると聞いている。フィリピンの司法省もこの契約が正当なものであるというリーガル・オピニオンを出し確認している。この契約が不当ではなく、フィリピン国民に不当な財政負担を課すものでないと考えている。というのは、フィリピン国営電力公社が 2000 年 5 月 21 日にプレスリリースを出しているが、その中でサンロケの電力購買契約における電力単価は 2.98 ペソ / kWh (キロワット時) であったのに対して、ルソン島の平均電力単価は 3 ペソ / kWh であるということで、実際、フィリピン国民に不当な財政負担を課すものではないと思っている。

3 点目に、再交渉によって、フィリピン側は「確認」と呼んでいるが、電力購買量が 115 メガワット以下に制限されたとすれば、345 メガワットの発電容量は過大ではないかという質問だと思う。どういう契約の見直し内容だったかについては申し上げられないが、345 メガワットの発電を行わないわけではないし、サンロケ発電所の施設が過大とは考えてないと JBIC から聞いている。また、今回の電力購買契約の見直しが JBIC への返済に支障をきたすこともないと JBIC から聞いている。

最後に、補償や人権侵害の問題というお話があった。JBIC も昨年、フィリピン政府、サンロケパワー社等々に働きかけ、環境社会問題をモニタリングしている。この個別の住民補償等の問題、それから人権侵害、恐らく発砲事件のことを言われていると思うが、これについてもフォローしている。住民補償については進捗状況の確認をし、発砲事件については調査の確認等をし、フィリピン国営電力公社やサンロケパワー社に必要なことを実行させている。補償問題についてはモニタリング等をしている中で、完全な形にはなっていない部分がある。例えば、土地や家屋や構造物の補償については、またペンディングになっているところがある。土地については頭金の支払は全て完了しているが、頭金以外の残高の支払いが未了な例もある。

ると聞いている。これについては、誠実に対応していると思うが、もし足りない点があれば、JBICの方に伝えて欲しい。発砲事件については、2002年8月11日にある少年が死亡した事件、9月13日に女性が負傷した事件、9月15日に男性が負傷した事件があるが、いずれも現在、刑事事件としてフィリピンの国内で手続きがとられているとのことである。

岡崎：
現在、3台発電所があり、1台分は既に契約されているという説明だったが、1台しか運転していないのに、3台は必要だったと言っていたが、どういうロジックなのか？

MOF 菅：
当事者間の再交渉の中身については、私人間の契約になるので詳細は申し上げられないが、今回の再交渉ないし確認によって115メガワット以下に制限されているわけではないと理解している。つまり、この契約の中で345メガワットの発電を行わないとしているわけではないと聞いている。

2-6-1 ADB インспекションに関して

福田：
ウェブサイト上の情報によれば、5月8日に最終案が理事会へ提出された。5月29日の理事会で審議し、決定されると聞いているが、最終案は公開されていないので、私たちは内容が分からない。2月に出来たワーキング・ペーパーについて、3月の終わりに理事会でワーキング・ペーパーに関する議論があった。ここでどういう議論があったのか？日本理事からはどういうコメントをしたのか？ということをお願いしたい。私たちはワーキング・ペーパーへのコメントを出したが、特にワーキング・ペーパーの中で問題だと思う点について触れた。その内容が最終案の中でどのように触れられているのか？可能な範囲で教えてほしい。特に3点についてお聞きしたい。

1点目は、現在2つのメカニズム（コンサルテーション・フェーズとコンプライアンス・レビュー・フェーズ）を作ることになっている。私たちは、住民自身がコンサルテーション・フェーズか、コンプライアンス・レビュー・フェーズかを選ぶようにすべきだと、主張してきたが、この関係が最終的にどうなったのかをお聞きしたい。2点目は、プロジェクトの融資が終了した後は、コンサルテーション・フェーズもコンプライアンス・レビュー・フェーズも行えないということになっているが、その点についてどうなったのかをお聞きしたい。3点目は、この最終的に決定された政策を実施していく上で、どのようにステイクホルダーとの対話を行っていくのかをお聞きしたい。

追加でもう1点、SPFの独立性、問題解決メカニズムを担当するSPFがワーキング・ペーパーの段階では、直前まで業務担当局、例えば地域担当局で働いていた人でもSPFになれるという書き方になっていたもので、それでは独立性が不十分だとコメントした。その点についても教えていただきたい。

3点目についてだが、政策内容は5月29日の理事会で決まってしまうが、今後この新しい政策をどのように実施に移していくかが焦点になって来ると考えている。これまでコンサルテーションやパブリックコメントを重ね、エネルギーをかけて作ってきた政策が、今度、うまく実施されるにはどうしたらいいのかということを考えた時に、実施段階においてもさまざまな関係者とのコンサルテーションが十分に行われることが特に重要になってくると考えている。特に、SPFパネルの人選、SPFパネルを選ぶとされている業務手続の制定、実施に移った後のSPFやパネルの活動に関するさまざまな問題点の議論において、市民社会の声が反映される仕組みが必要なのではないかと思うが、財務省はどのようにお考えしているか？

MOF 日向：
1点目のワーキング・ペーパーに関する質問だが、3月28日にADB理事会が行われ、インспекションのレビューに関する審議が行われている。具体的にどの国が何を言ったかということとは言えないが、理事室を通じて聞いたところ、事務局案を支持する意見があれば問題点を指摘し注文を付ける意見もあったとのことである。1月に非公式理事会が行われ、日本からは問題解決プロセスにおいてSPFの関与が非常に少ないので強化すべきではないかと発言した。また、アカウントビリティメカニズムの対象範囲、いわゆるオペレーション・マニュアル（OM）がワーキング・ペーパーにおいて改善されていたので、その点は評価した。さらに、コンサルテーション・フェーズからコンプライアンス・レビュー・フェーズへの移行について、要請者が要望するのであれば、ステップ3の段階で移行できるような仕組みにして欲しいと言った。また、申し立ての受付期間は、ワーキング・ペーパーにおいて、プロジェクトのコンプライアンスレポートが出た時点ということになっていたが、モニタリングや、監督事項のあるものに関しては、その期間も受け付けるようにした方が良いということと言った。さらに、3年

後のレビューの際には、今回同様、広く関係者の意見を受け付けるプロセスにすることが望ましいのではないかということを発言した。これらの意見が最終的にどうなるか分からないが、今回の理事会での議論を経て、アカウンタビリティ政策が理事会で承認されるということになると認識している。

2 点目の質問の最終案がどういう内容か？という点だが、これは ADB 自身が公開していないので、我々のほうから ADB のドキュメントであるものを説明することはできない。先ほど述べた 3 点については引き続き日本から述べていくこととしている。

3 点目について、SPF の内部登用の話もあったと思う。われわれとしても SPF は、このアカウンタビリティメカニズムにとって非常に重要なポジションだと思う。当然のことながら、独立性や中立性を確保する必要があると考えている。したがって、事務局に対しては一義的に内部登用については慎重に対応していくべきであると発言している。実際には SPF やパネルメンバーの選定、新メカニズムの運用等についての関与という話である。パネルの任命については最終的に理事会が任命することになっている。基本的には ADB 組織内の人事にかかわる話なので、外部のステイクホルダーが人事問題に介入することは適当ではないと思う。

実施手続きや運用メカニズムの関与については、事務局に確認したところおそらく通常のやり方と同じであるとのこと。実際の手続きが制定した後は、ADB のウェブサイトに掲載するようなので、コメントは歓迎するということである。もちろん何か問題があれば、我々も相談に乗りたいと思っている。

福田：
最後の点だが、業務手続きは、完成したらウェブサイト載るので、それに文句を言うのは自由だという理解でよろしいか？それとも最終的なものになる前にコメントできるということなのか？

MOF 日向：
オペレーティング・プロシージャーズは、ADB の内部規則では理事会の承認事項ではなく、総裁の承認事項になっている。内部の手続きに対して文句を言うことは難しいと思う。最終的には出来上がったものが掲載され、それに対して意見募集をする形になると思う。

福田：
パネルの業務手続きは理事会の決定事項であり、SPF の業務手続きは SPF が作成し、総裁の承認を得ることになっていたと記憶している。また、パネルの業務手続きはパネルが作成し、理事会の承認を得ることだったと記憶している。

MOF 日向：
報告先としては SPF の場合は総裁で、パネルは理事会であったと思う。パネルの業務手続きはパネルのオフィスができてから、彼ら自身でレビューをしていくという手順だったと思う。

福田：
それで、理事会が承認するという手続きだったと思う。最初の 1 年間はひとりのパネルが業務手続きを策定することになっていて、それは理事会の承認事項だったと思う。少なくともこれに関しては理事会の側でパブリックコメントを行うよう言えると思う。

MOF 日向：
そこで言っているのは、まさしく手続きの範囲の部分だと思う。私が理解しているのは、手続き的な話というのはおっしゃる通りだが、アカウンタビリティ全体の話というのは私が説明した通り、OM ではないかと思う。

福田：
私がここで言いたかったのは OM の話ではなく、業務手続きという具体的に寄せられた苦情をどのように処理していくかという手順である。95 年の政策の時も、政策をもとに、誰に、どんな書類を何日後に渡すか、というようなことが手続きに規定されている。これに関して一定の範囲、外部に公開するという姿勢が必要だと思う。

MOF 日向：
今回、私は OM のことを対象にした質問ということで受け止めた。その点、詳しくは確認していないが、後ほど確認する。

2-6-2 サムットプラカンについて

福田：

サムットプラカン汚水処理プロジェクトは、2003年2月24日にタイの天然資源環境大臣が、このプロジェクトに関するコントラクターとの契約を延長しないとの決定を下し、現在中断されている。これは表向き、コントラクターが契約違反をしていたということが理由になっている。具体的には、ひとつの会社が契約の段階で抜けていたにもかかわらず、残っているかのように契約を結んだとの事である。つまり、ジョイントベンチャーと環境省との間の契約違反を理由にコントラクターとの契約を解除したということになっている。同時に汚職の調査が進んでいて、3月には担当部署の公害管理局が警察に対して汚職に関わった官僚と企業を告発するという事態になっている。汚職についてはタイ国内でも司法において検討が進められているということだ。

この問題を質問としてあげたのは、4月2日のバンコクポスト紙においてこの問題についての掲載記事があったことから。バンコクポスト紙によれば、ADBとJBICは建設が中止になった場合、融資を全額返済しなければならないと警告をしたと書かれている。実際に、タイ政府はこの汚水処理施設に替わる代替案を検討するチームを作って、どのようなオプションがあるのか、もともとのプランであったチャオプラヤー川に近い場所に戻すのか、あるいは現在の施設を使うけれども汚水を海に流さないのか、などを検討している最中とのことである。特にADBが実施可能性調査の段階から、ありとあらゆる件でプロジェクトの支持者であり、推進者であったということを考えれば、今さらプロジェクトがうまくいかなかったからといって、ADBは自分の責任について何も言及せずに、金を返してほしいということだけを言うことは、極めて不適当だと思っている。

質問の1点目は、ADBとJBICはプロジェクトが中止になった時に融資契約に基づいてどのような法的措置を採る事が出来るのか、教えていただきたい。2点目はバンコクポスト紙において警告と報道されているが、これは事実なのか、教えていただきたい。3点目は、2002年3月のインスペクション委員会の2回目の報告書に、ADBスタッフがタイの実施機関とプロジェクトの今後について協議中であるということが書かれているが、この協議内容を教えていただきたい。4点目は先ほど述べたプロジェクトの代替案、このプロジェクトの今後をタイ政府の中で相談している時にADBが返せという圧力をかけることは極めて不適当なことである。少なくとも、このプロジェクトの行く末についてタイ政府の中で何らかの結論が出されるまで、融資の返済を要求するべきでないと思うが、財務省はどう考えているか？

MOF 日向：

返済のやり方は、JBICとADBでそれぞれ違う契約を結んでいるので別々に答えることにする。まずADBの方だが、1点目はADB事務局に確認したところ、タイ政府がプロジェクトの中止や大幅な変更をADBに申し入れてきた場合、ADBは融資契約に照らし合わせて、融資の中断や融資の中止を検討することになるとの事。現段階では、タイ国内で代替案の検討が話し合われているかもしれないが、タイ政府からそういう話はまったく聞いていないという事で、対応については検討していないとのことである。次に新聞報道については、プロジェクトが成功裏に終わらない場合は最終的に融資の中断や中止がないとは言えないということはタイ政府に伝えたとのことだが、記事にあるような早期の返済を求めるような警告を行った事実はないと聞いている。3点目の質問について、タイの実施機関とタイの財務省が何を議論しているかについては、コスト・リカバリー方法や汚水処理場の運営に係る課題について議論していると聞いている。4点目の融資機関側の責任をどのように考えているかという質問。これは以前、インスペクションの理事会の後に開かれた協議会でも我々の考え方をお伝えしたとおりである。パネルがさまざまな政策違反を指摘してJBICもパネルの見解を支持した。理事会では結果的に総裁のステートメントにあるように意見が分かれた。そのため、理事会としては明確な結論を出せなかった。我々は、ADBにまったく責任がないとは考えていない。反省すべき点は反省してもらい、今後の活動に役立てていく必要があると思う。

MOF 菅：

JBICについては、いま4点あった質問のうち1点目の中止、変更が生じた場合どのような措置をとることができるのかという点については、ADBと同じである。2点目に関しては、JBICは、タイ政府の今後の対応を見つつ、もし今後の対応策を検討する場合は協議して欲しいということは言っているが、新聞にあるような警告を行った事実はないとJBICから聞いている。3点目はADBに対してのみの質問で、4点目については、ADBの回答と同じである。

松本悟：

我々にとって一番関心があるのは、一括返済を求めるつもりがあるのかということである。

MOF 日向：

タイ側が早く返したいという場合は別だが、ADB 側から求めるとすれば契約の変更が必要だと承知している。実際に ADB がどうしたいかは分からないが、タイ側からプロジェクトを変更したいという話もないようなので、特に検討していないと思う。

松本悟：

現実に建設が止まっている。融資契約上、どの段階まで融資の一括返済を求めることができるのか？

MOF 日向：

実際に融資契約を見たわけではないが、聞いた話によれば求めることができる条項はある。しかし、必ずしもやらなければならないという事にはなっていない。

松本悟：

これは経緯からして融資の一括返済の要求は、絶対にして欲しくない。世論形成には大きな圧力になると思う。要するに、クロンダンの人たちが騒いでいるから一括してお金を返さなければならなくなった、とタイ政府は世論に言うことができちゃう。このように使われる可能性がある以上、法的に担保されている ADB の手段だと思うが、避けて欲しい。

2-6-3 第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトに対する ADB・日本政府の対応に関して

杉田：

最初の 3 つの質問が ADB のインスペクション、後の 3 つの質問が問題プロジェクトにおける ADB の対応に関するものである。最初に簡単に経緯を説明する。第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトは、ADB から全資金の 66% を融資されて行われているプロジェクトであり、プロジェクトの第三期は 1993 年に承認され、環境・社会被害を引き起こしている。その詳細については添付書類の 1 と 2 をご覧になって欲しいが、主な被害として、設計不備から起こっている広範な洪水とその被害、強制立ち退き、透明性、住民参加の欠如、移転計画への補償の欠如、伝統的な灌漑システムの破壊、環境破壊などが住民によって訴えられている。また地域住民の貧困化など被害も予想されている。

住民は 1 年以上にわたり ADB の調査などに協力して来た。2002 年 3 月にマルチステイクホルダーズダイアログが開かれたが、ADB とパキスタンの水電力開発公社 (WAPDA) は住民の要望に答えず、住民の不信が募る結果に終わった。このような状況の中、2002 年 11 月に住民側がインスペクションに提訴した。住民の要望として独立した調査に基づいた移転計画を含む適切な補償、また事業計画の改善が行われることなどが挙げられる。それに対して、インスペクション提訴後に、ADB 事務局側はパキスタン政府と合同で、苦情救済裁定委員会 (GRSC) を通した問題解決を提案して、インスペクションの却下を主張した。申し立て者側は、迅速なインスペクションを求めているが、4 月上旬に行われた ADB の理事会では、ADB の政策違反が確認されたにもかかわらず、GRSC の実施の状況によって 8 月または 12 月まで延期することが決定された。

3 月 31 日に送付した要望書の通り、5 月に策定された ADB のアカウンタビリティメカニズム上の SPF と、GRSC には同じ問題解決メカニズムでも制度上の相違があることを考えても、インスペクションの開始に当たっての理事決定において GRSC を考慮すべきではなかったと思う。世銀においても、1998 年以前には、インスペクション提訴後、事務局が改善策などを実施主体と作成することによりインスペクションの調査を回避するということが何度も起った。その結果、そのような改善策の実施はうまくいかないことが多く、またインスペクション・ファンクションはアカウンタビリティ機能であるという理事会からの主張に基づき、インスペクションが提訴されてから調査が終了するまでの間、ADB 事務局が理事会へ改善策などについてコミュニケーションする事が 1998 年に禁止された。

1 点目の質問として、ADB の不遵守の可能性が認められた時点で、直ちにインスペクションが始めるべきだったと思うが、4 月 2 日に行われた理事決定における日本理事の発言の内容を明らかにして欲しい。理事会インスペクション委員会 (BIC) の勧告については承知しているが、ADB のインスペクション機能と関係のない GRSC が、理事決定に反映されたことを、ADB のアカウンタビリティという視点からご説明いただきたい。

2 点目の質問だが、BIC は申し立て者や住民に GRSC に参加するよう呼びかけているが、申し立て者は参加を拒否している。この背景として、今までに ADB 事務局や実施主体による社会調査や対話に NGO は協力してきたが、不毛な結果に終わっている事がある。社会調査などの公開を住民や NGO は何度も要請したが、それらが公開されたのはとができたのは、ずっと後のことだった。また、調査対象だった被害住民のほとんどが移転計画を望んでいたにもかかわらず、その要望は却下されている。

さらに、WAPDAによって村人に対する脅しなども行われている。このような経過から、NGOは対話を拒否している。

また、GRSCの設立上の非正当性として、NGOなどが参加していないという事があげられる。GRSCの制度の問題点について添付資料3に記載した。GRSCの制度及び意思決定フレームワークは、被害住民の利益に反するものである。GRSCの委員11名のうち6名は実施主体であり、1人1票なので、事実上の拒否権が与えられている。被害住民の代表は11名中、2名のみで、申し立て者と地域の住民の一部は、委員の選出方法や人数が不当であると主張している。もうひとつの問題は、GRSCはADBの政策の不遵守に対処するものではないということである。最終的にGRSCによって勧告が作成されるが、パキスタンの法制度に基づくということになっており、法的に可能な場合においてADBの政策によって補足されることになっている。しかし、パキスタンの法律のほとんどは植民地時代に作成され、例えばLand Acquisition Actは1894年に策定されたもので人権などを無視した法律になっている。このような制度上の不備がある中で、申し立て者はセカンドサプリメントの中で、対話の条件として3つをBICに提示している。その中のGRSCに対する要望として、世界ダム委員会の基準に基づいて、GRSCを再設計するということ、住民自らが選出した代表が委員会の50%以上を占めることがあげられている。BICは、勧告の中で住民の参加を呼びかけているが、その要望には返答していない。したがって、現在も申し立て者は、参加を拒否している状態である。ADBは申し立て者の要望について返答をする義務があると思うが、財務省はどのように考えているか、お聞きしたい。

3点目の質問は、GRSCの実施上の問題に関するものである。先月パキスタンに出張に行き、その時にGRSCの運営がADBとのTORを無視して行われているということが、地元政府へのインタビューから分かった。GRSCの活動開始は2ヶ月以上も遅れていて、住民に対する情報提供もほとんど行われていない。私は7つの村に行ったが、住民の誰一人もGRSCの存在について知らなかった。GRSCの構成メンバーである2人の住民代表は、地域の政治家と地域評議会によって選ばれることになっているが、WAPDAのチーフエンジニアと話した時に、地元の政治家が勝手に選んでしまったということが分かった。しかも、その2人は地元の大地主で、影響住民の活動に反対しているということでも知られている。さらに、選出された委員の中に社会的弱者はひとりも含まれていない。また女性も含まれていない。GRSCに関して現地の住民と話をしたが、すべての住民がGRSCがこういった委員で構成されているならばうまくいかなだろうと言っていた。GRSCの委員会における不備が認められた現時点で、8月に予定されている中間報告を待たずに、インスペクションの調査を始めるべきだと思うが、財務省はどのように考えているか、お聞きしたい。

MOF 日向：

ADB事務局に問い合わせたが、現在、本プロジェクトの担当者が現地に行っているので、いくつかの質問については回答が得られなかったもので、この場で回答できないことを了解いただきたい。理事会は4月2日に開催された。理事会における発言内容ということで、個別の発言内容については明らかにできないが、全体的な雰囲気としては、影響を受けた住民の問題解決を図ることが最も重要であり、BICの勧告を支持する発言が大勢であった。このプロジェクトに関しては早くからADBのウェブサイト上で概要や問題点を公開してきた。そしてADB事務局の返答についても、今までのADBの対応とは違って、かなり積極的に対応していると思う。日本もその点を評価した。また、BICが勧告しているように、すべての関係者が相互に協力して問題を解決することが重要であるということも強調した。また、インスペクションの要請者の意見やADB事務局の回答を聞いたうえで、総合的に判断した結果、BICがあのような提言を出したと認識しており、BICの提言が確実に実施されることが一番重要であり、そのためにはBICも引き続き推移を良く見守って欲しい、と日本理事から発言した。

2点目の、ADB事務局とBICの返答義務という点について、制度上、BICが返答する義務はない。実際にBICに公式に聞いたものではないが、BICは要請レターやADB事務局の回答の明確化を求めることはあっても、すべての質問に返答する義務はないとの事。ただ、本件についてはBICからADB事務局に対して、この点については未回答であるという指摘はしたとの事。いずれにしても、ADB事務局が対応について検討していると聞いている。

3点目のインスペクションを直ちに実施すべきかという質問について、理事会においてBICの勧告を支持する意見が大勢を占めた。GRSCの構成や業務範囲に不備があるかもしれないが、我々が理解する限りではGRSCの本格的な活動はまだ始まっていないので、この段階で果たしてGRSCがまったく機能していないということを断定的に判断できないと思っている。もちろん我々もフォローするつもりだが、NGO側でも特にGRSCの活動状況について教えていただければと思っている。

福田：

なぜ日本政府はBICのレポートに賛成したのか？ BICレポートは3つの点で非常にまずいと思う。1点目は、BICはあのような勧告をする権限は制度上ないということ。BICが勧告できることはインスペクションを始めるかどうかであって、何ヶ月

遅らせましょうということを決定する権限はどこにもない。2点目は、セカンドサプリメントの中で、申し立て者がGRSCに疑問視しているにもかかわらず、BICのレポートの中ではGRSCの問題点について一言も触れずに、すべてのステイクホルダーはGRSCに参加しなさいと言っている。これはセカンドサプリメントで指摘された点がまったく考慮されていない。3点目は、GRSCはADBのメカニズムではないという点。パキスタン政府が主催し、パキスタン政府が問題解決のために行っているの、そこで問題解決が行われる事と、ADBの政策遵守を問うインスペクションは基本的に関係ない。何故、日本政府がBICのレポートを賛成したのか、私には理解できない。

MOF 日向：

まずBICがそういった勧告をできるかということについては、制度上できないとは書いていない。BICがGRSCの事を触れなかった理由は分からないが、BICは両サイドの意見をよく見て、総合的に判断した上で勧告を出していると思う。

福田：

GRSCに対する要請者の意見はほとんど取り入れられていない。このレポートのどこがバランスの取れたものなのか？

MOF 日向：

ペーパーそのものに触れていなかった理由は分からないが、要請者のレターや、ADB事務局の返答は全部添付されているので、バランスが取れていないというのはちょっとおかしいのではと思う。片方の情報しかなければ、当然バランスを欠いたものだが、両サイドの意見を付けているのでバランスを欠いているとは思わない。

福田：

添付されていればバランスが取れているというのは理解できない。GRSCは最終的にADBの問題解決機能ではなく、パキスタン政府の問題解決機能である。なぜADBの遵守メカニズムが引きずられなければならないのか？

MOF 日向：

融資がリンクしているわけではないので、引きずっているとは思えない。私はBICに直接聞いたわけではないので、推測の話だが、おそらく理事会の意見として問題解決を図ることが重要だという認識があり、問題解決機能としてフレームワーク的なものがあれば、最初に行っていくのが筋だと考えたのではないかと思う。

福田：

要請者は明らかにGRSCは受け入れられないと言っている。その時、問題解決とはいったい誰のためなのか？

MOF 日向：

GRSCが本当にダメかは、まだ稼働していない段階で、断定的に判断するのはちょっとおかしい。時期尚早なのではないかと思っている。

杉田：

申し立て者が参加していない状況の中でどう成功させるのか？現行の制度上には書いていないと言ったがGRSCに関するリクエストに関しても言及されていないし、申し立て者も参加していない。そのような状況下でどのような問題解決があり得るのか？

MOF 日向：

GRSCが具体的にどのような活動をするのかにもよるが、より良い機能を発揮するにはどうすれば良いか、ということについてGRSCにおいて話し合いが行われることを期待している。

杉田：

当事者が参加していなくても、問題解決は可能だという見解なのか？

MOF 石井：

活動は始まっていないので、やってみないと分からないと思う。懸念が出てくるのであれば、それは次のステップに進まなければならないと思うが、とりあえず見てみるということがあっても良いのではないか？

MOF 日向：

次の3つの質問について内容は大体理解している。4点目のGRSCの制度的な問題点と現状。5点目の勧告の中にある問題点は担当者がいないのでまだ回答をもらっていない。最後の法的な措置については、具体的にどういうことになるのかまだもらっていない。いずれにしても担当者が今月末には戻って来るので、その後お知らせしたい。

杉田：

GRSCを優先して行った後、中間報告によってインスペクションを8月あるいは12月に始めるという理事決定であるが、申し立て者は、ADB事務局に失望しているので、当決定を時間稼ぎとしか捉えていない。現在のスケジュールでは今年の12月に融資が終わってしまうので、インスペクションの調査に基づく勧告がどれだけ実行力を持つのか懸念がある。適切な対処が行われるようにしていただきたい。

福田：

先程インスペクション政策の議論をしていた時、新しいインスペクション政策において問題解決フェーズから遵守レビューフェーズへできるだけ早い段階で移行できるようにするべきだと日本政府は言っていた。しかしGRSCはADBのメカニズムでもないし、住民は4ヶ月間引きずられる。また、8月の段階においても住民ではなく、BICがインスペクション開始に関する決定権を持っている。一方で新しいメカニズムでは財務省は申し立て者が決定権を持つべきとしている。この主張の一貫性をどう保つのか？問題解決を希望する住民が、その方法を選べるようにする事が望ましいというのが財務省の意見だと思うが、今回のBIC勧告への報告書の支持は、これとは矛盾していると思う。

MOF 日向：

関係者の中でGRSCに不備があるのではないかとっている人もいるが、インスペクションだけで本当に問題解決ができるのかという疑問が根底にある。我々としては、問題解決機能があればまず問題解決を図り、問題が収拾しなければインスペクションを始めるという順番で考えているので、そんなに矛盾していないと思う。

福田：

新アカウンタビリティ・メカニズムの問題解決フェーズのステップ3は適格性の問題である。22日間で遵守レビューフェーズに進めるとなっている。

MOF 日向：

遵守レビューフェーズへの移行は必ずしも絶対という事ではなく、そういうオプションもあるということである。

福田：

では、なぜチャシュマの人たちはそのようなオプションを与えられなかったのか？

MOF 日向：

総合的なフレームワークは一般論なので、申し立て者の選択の幅を狭めるということがあってはならないと考えている。チャシュマの件は、現行制度の中でADBとして積極的に取り組んできた話なので、そこは評価したい。

田辺：

もしGRSCが長引いて、ADBの融資に基づくレバレッジがなくなり、インスペクションの勧告が実行されないという事態になった時に、日本政府としてはそのような事態をどう考えるか？

MOF 日向：

融資をどうするかは今後、ADB事務局の中で検討されるだろう。ただ、インスペクションの勧告が実施されない場合、ADBが批判されることに繋がるので、さすがにその事態になるとは考えていないと思う。つまりサムットプラカンの経験を踏まえて、インスペクションを同じ批判を受けるようなやり方は採らないと思っている。

（記録担当：大竹、伊藤、田辺）